

保育士の配置基準の弾力化（鳥取県児童福祉施設に関する条例・鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正）に関するパブリックコメント等の結果について

平成28年5月31日  
子育て応援課

全国的な保育士不足を背景に国において保育士配置基準を弾力化する省令改正が施行されたことに伴い、鳥取県としての基準を定める県条例（鳥取県児童福祉施設に関する条例、鳥取県認定こども園に関する条例）の改正に関してパブリックコメントを実施しました。

その結果及び対応については、以下のとおりです

1. パブリックコメント概要

- (1) 募集期間 平成28年4月6日（水）～平成28年4月26日（火）
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館に設置）、市町村窓口
- (3) 応募者数 24人

2. パブリックコメント結果

(1) 集計結果

弾力化の項目	賛成	反対	中立	不明
①朝夕等の児童が少数となる時間帯の弾力化	2	16	3	2
②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用	2	13	8	1
③保育実施に当たり必要となる保育士の弾力化	2	16	2	3

(参考：市町村及び私立保育所等からのアンケート結果)

弾力化の項目	賛成	反対	中立
①朝夕等の児童が少数となる時間帯の弾力化	53	20	1
②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用	57	12	5
③保育実施に当たり必要となる保育士の弾力化	52	21	3

(2) 主な意見と対応

(賛成意見)

- ・職員は、疲れ果てている。
- ・小学校教諭等は、同じ子どもの将来を考えながら働く資格として、とても最適である。
- ・十分な経験を得ている人は、即対応ができる。

(反対意見と対応)

意見	対応
保育の専門性に欠け、保育の質の低下につながる。	・条例において弾力化により活用する保育士資格を有しない者に保育の質を確保するために必要な研修の受講を義務付けるとともに、新たに当該研修を実施する。
3歳未満児への対応は、幼稚園、小学校の児童とは異なる。	・条例の運用通知において、幼稚園教諭、小学校教諭が保育するのに望ましい児童の年齢を示す。
当面の措置としているが、継続的・恒常的になるのではないか。	・国の基準にはない弾力化の期限を鳥取県独自に設定する。
保育士の処遇改善をより一層国に求め、県も処遇改善に取り組まなければならない。	・国において、保育士の処遇改善を「ニッポン1億総活躍プラン」に盛り込み、来年度から実施する方針を打ち出していることから、財源確保も含めてこれらの処遇改善が着実に実施されるよう、引き続き国に対して強く要望していく。 ・国の動向も踏まえつつ現在単県で実施している1歳児加配や障がい児加配に加え、どのような方策がありうるか市町村とも協議をしていく。

3. 保育関係団体（鳥取県子ども家庭育み協会）からの要望

平成28年5月19日付けで鳥取県子ども家庭育み協会から次の要望をいただいている。

【要望の概要】

- ・鳥取県の現状に鑑み、国が示した特例措置に準じて、時限的な条例改正を行うこと。
- ・新たに保育に従事する者への研修体制を充実し、保育の質の確保に努めること。